

防災備蓄土及び土のう袋給付事業の概要

給付内容について

- (1) 給付対象団体 単位町内会または連合町内会で新規に限る (※1)
- (2) 給付数量 備蓄土 2 m³ (※2)
土のう袋 200枚 (※2)
- (※1) 給付済み後、浸水対策や防災訓練で使用した場合は、補充の給付申請になります。
- (※2) 連合町内会としてまとめて申請される場合は、数量について別途ご相談ください。
- (3) その他 新規・補充とも予算が無くなり次第、給付は終了となります。

【注意】

- ① 給付物資の保管場所（民有地等）につきましては、地元で確保していただくようお願いいたします。確保が困難な場合は、ご相談ください。
- ② 給付は平常時の事前準備のためのものです。災害発生時の緊急配付用ではございません。



防災訓練の風景



備蓄土

備蓄土の種類は真砂土（マサツチ）です。

地元で確保された場所に、市が依頼した業者がダンプトラックで搬入するため、ダンプトラックが通行可能な進入路が必要になります。



土のう袋

土のう袋は、給付された備蓄土を使って土のうを作成するためのものです。

備蓄土1 m³に対して、土のう袋100枚を目安に配付します。

【お問い合わせ先】 下水道河川計画課 河川防災室 (086) 803-1435

注 意 事 項

- 1 給付を受けた備蓄土及び土のう袋を給付の目的に反して使用すること及び第三者に譲渡することは禁じられています。
- 2 給付を受けた備蓄土は周囲への飛散や流出がないように、また土のう袋は緊急時の使用において支障がないように、安全に維持・管理をお願いします。
- 3 災害が発生し、市の水防活動で備蓄土等が必要になった場合は、給付を受けた備蓄土等を市が使用する場合があります。
- 4 使用した土のう袋や劣化した土のう袋の処分は申請者でお願いします。
- 5 事前の防災備蓄を前提としているため、災害が発生した場合や発生のおそれがある場合などは、給付申請が集中して込み合うため、早期の対応が出来ない場合や対応が遅れる場合があります。
- 6 土地所有者の承諾（書）をもらい、トラブルが発生しないようにお願いします。
- 7 備蓄土搬入のためのダンプトラック進入路が確保できない場所を申請することは出来ません。